

新開昌彦議員の質疑

自転車保険の義務化について <10月2日>



（新開議員） 私は、平成21年から自転車の安全利用について執行部を質してまいりました。特に自転車保険については、平成27年当時の常任委員会で、兵庫県が日本で初めて作った自転車保険の資料を取り寄せ、福岡県の自転車保険創設を提案しました。県の働き掛けもあり、自転車条例を制定した平成29年に「ふくおかの県民自転車保険」が創設されました。これにより年間1,000円の保険料で1億円の保証が付き、示談交渉までついているという保険が利用できるようになりました。



当時は、保険加入を努力義務としていましたが今年2月の条例改正により、昨日から自転車保険の加入が義務化されました。今回は、自転車保険の義務化と「ふくおかの県民自転車保険」の周知について執行部の対応を質してまいります。

まず、県民に身近な市町村に対しては、どのような形で条例改正と保険加入義務化を住民に周知するよう要請してきたのかお尋ねします。

（生活安全課長） 本年3月の条例改正以降、市町村に対しては、ポスターやチラシなど啓発物を発送する際など、あらゆる機会を捉えて、①ポスターの掲示や②窓口での住民へのチラシ配布、③市町村の広報紙やホームページへの掲載といった方法で住民へ周知するよう依頼してきました。

（新開議員） 私は、今回の自転車条例の改正検討にあたり、昨年12月議会で、知事、教育庁、警察本部長に対して自転車の安全利用と保険の義務化に向けた取り組みをお聞きしました。

12月議会の答弁も踏まえ、お尋ねいたします。特に取り組みが必要と考える①自転車事故が多い十代、二十代の若者、特に高校や大学生、②また、運転免許自主返納により自転車の利用が増えていると考えられる高齢者に対してどのような周知を行ってきたのかお答え下さい。

(生活安全課長) 高校生に対しては、教育委員会等を通じて、生徒及び保護者へチラシを活用した周知を学校へ依頼しました。

併せて、通学で自転車を利用する生徒に対し、保険加入状況を確認するよう依頼しています。

これに加え、入学式や新入生ガイダンス等の場で、新入生向けに作成したリーフレットを活用し、自転車の安全利用について周知するよう依頼しました。

県内の大学・短大に対しては、ポスターの掲示を依頼するとともに、留学生向けの多言語チラシも配布しました。

また、高齢者に対しては、市町村を通じた広報に加え、県の広報紙、新聞、ラジオなど様々な広報媒体を使ってお知らせしてきました。

その結果と思われるが、最近では、特に高齢者と思われる方から、当課に対し、毎日20件を超える問い合わせがっており、自転車保険への加入義務化について、高齢者の関心も高まっていると感じています。

(新開議員) 今年はコロナの影響で、入学式や新入生ガイダンスなどが開催されなかったのではないかと思います。しっかりと推進していただきたいと思います。12月議会では、自転車を貸し出しているホテルや旅館、民泊の自転車に対しても対応が必要と質しましたが、これらの事業者に対してはどのように周知してきたのか、お答え下さい。

(生活安全課長) 今回の条例改正で、自転車貸付業者には、保険加入と加入状況の県への届出の義務を課しています。

県では、市町村や観光協会等への照会を基に把握できた、自転車を貸し付けている旅館等には、保険加入と県に対し届出の義務がある旨を直接周知しました。

しかしながら、ホテルや旅館では、宿泊者などに「自転車を御自由にお使いください」といった対応をしている事業者もあり、改正条例では、こういった事業者も貸付業者となるが、無料で自転車を貸し付けているため、貸付業者に該当することを認識していない事業者もいると思われることから、改めて、各

事業者に対し、保険加入と10月末までに県に対し届出が必要である旨を記載した文書を発出したところです。

(新開議員) 9月下旬にある市議会議員から「市の執行部に対して、10月1日の自転車保険の加入義務化に伴い「ふくおかの県民自転車保険の加入申込書」が欲しいと尋ねると「ありません」との返事。私は、二場課長にどうなっているのかお聞きしました。結果、当該市では、市庁舎の中でも住民の目に留まりにくいような場所に棚ざらしになっていることが分かりました。

私は、大変がっかりしました。保険加入率向上のためにも、県は市町村に対して保険加入義務化の周知をより一層要請し「ふくおかの県民自転車保険」をはじめとする保険加入を推し進めるべきであります。

この件について、県では市町村に対し、どのような対応をされたのか、伺います。

(生活安全課長) 委員の指摘を受け、直ちに、当該市に対して、改めて、住民の目につくような場所でのポスター掲示やチラシの配架をお願いしました。

また、条例の施行日が近づいた先週、再度、全市町村に対し住民への周知を依頼する文書を発出しました。

(新開議員) 本県を含め複数の都府県が条例改正で保険加入を義務化したことにより、各保険会社の加入件数が大幅に増加したとの報道がありました。その中で「ふくおかの県民自転車保険」の加入状況はどのように推移しているのかお示し下さい。

また、12月議会で「ふくおかの県民自転車保険」の電子決済の再開について質問しましたが、その後どうなっているか併せてお尋ねします。

(生活安全課長) 「ふくおかの県民自転車保険」の加入件数は、保険加入を努力義務とする条例を制定した平成29年9月末時点では、約5,000件、今回、条例を改正した本年3月末時点では、約13,000件、直近では9月末現在で約20,000件の加入があっていると聞いています。

本年6月に電子決済が再開されており、約3,000件が電子決済により新規加入や更新の手続きが行われたと聞いています。

(新開議員) 県民の自転車保険加入の加入率が高い自治体は、条例の義務化と保険加入の運動がセットで実施されたところが伸びています。本県では、このコロナ禍で、自転車保険加入の義務化に対する活動が十分ではなかったと思

います。県民の生命を守るため自転車安全利用について部長の決意をお聞きします。

(人づくり・県民生活部長) 自転車は手軽に利用できる一方で、道路交通法上の車両であり、大きな損害賠償責任を負う事故の加害者となる場合もあります。万が一に備えて県民の皆様に自転車保険に加入していただくのみならず、自転車のルール、マナーを周知徹底し事故を防止することが重要です。

県としては、四季の交通安全県民運動などの機会を捉え、「自転車は車道が原則、歩道は例外」、「夜間のライト点灯」、スマホや携帯を操作しながらの「ながら運転禁止」といった自転車安全利用のルール、マナーを県民の皆様に周知するとともに、市町村、教育庁、県警察等と連携し自転車関連事故の防止に取り組んでまいります。

(新開議員) マナーをしっかりと徹底することによって、事故は防げる。自分の命、また旅行者の皆さんの命を守っていくためにも、保険は必要です。しっかりと取り組んでいただきたいと要望し、質問を終わります。